

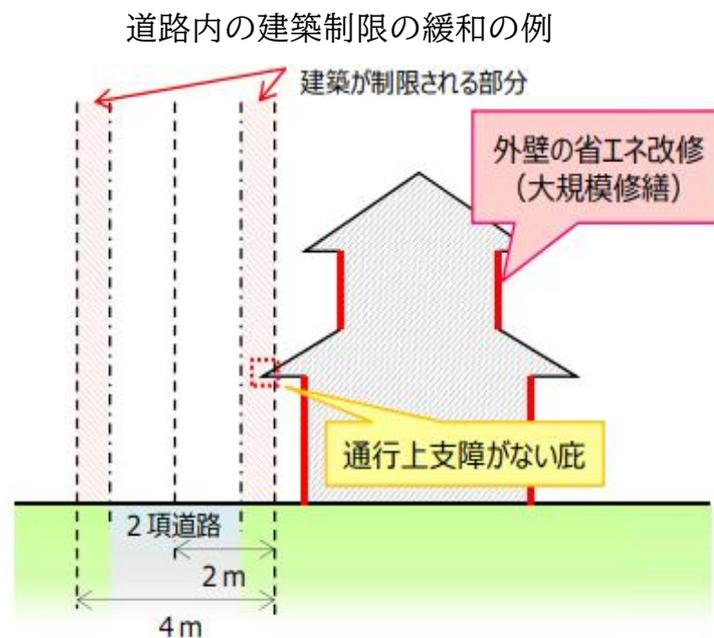
## 既存の建築物に対する制限の緩和に係る認定申請手数料の新設について

### 1 改正概要

「脱炭素社会の実現に資するための建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律等の一部を改正する法律」（令和4年6月17日公布）により、「建築基準法」の一部が改正され、既存建築物の省エネ性能確保のための改修時における道路内の建築制限等を緩和するための認定制度が新設された。

これに伴い、東京都台東区手数料条例の一部を改正するものである。

〈イメージ〉



### 2 手数料額

- (1) 既存建築物の道路内の建築制限の緩和に係る認定申請手数料  
28,000円
- (2) 既存建築物の敷地と道路との関係の制限の緩和に係る認定申請手数料  
28,000円

### 3 今後の予定

令和6年6月 改正後の条例施行

第39号議案 東京都台東区手数料条例の一部を改正する条例 新旧対照表

改 正 案					現 行				
別表第2（第2条関係）					別表第2（第2条関係）				
番号	事務	名称	額	(略)	番号	事務	名称	額	(略)
4 建築の部					4 建築の部				
(略)					(略)				
41	建築基準法施行令第137条の12第6項の規定に基づく既存の建築物に対する制限の緩和に係る認定の申請に対する審査	既存建築物の敷地と道路との関係の制限の緩和に係る認定申請手数料	28,000円	認定申請のとき。					(新設)
41	建築基準法施行令第137条の12第7項の規定に基づく既存の建築物に対する制限の緩和に係る認定の申請に対する審査	既存建築物の道路内の建築物の制限の緩和に係る認定申請手数料	28,000円	認定申請のとき。					(新設)

<u>41</u>	(略)			
<u>の8</u>				
<u>41</u>	(略)			
<u>の9</u>				
42	(略)	(略)	1 (略)	(略)
			イ (略)	
			ロ 開発区域の面積が0.1ヘクタール以上0.3ヘクタール未満 <u>39,000円</u>	
			ハ 開発区域の面積が0.3ヘクタール以上0.6ヘクタール未満 <u>76,000円</u>	
			ニ 開発区域の面積が0.6ヘクタール以上1ヘクタール未満 <u>149,000円</u>	
			ホ 開発区域の面積が1ヘクタール以上3ヘクタール未満 <u>225,000円</u>	
			ヘ 開発区域の面積が3ヘクタール以上6ヘクタール未満 <u>305,000円</u>	
			ト 開発区域の面積が6ヘクタール以上10ヘクタール未満 <u>370,000円</u>	
			チ 開発区域の面積が10ヘクタール以上 <u>497,000円</u>	
			2 (略)	
			イ 開発区域の面積が0.1ヘクタール未満 <u>21,000円</u>	
			ロ 開発区域の面積が0.1ヘクタール以上0.3ヘクタール未満 <u>51,000円</u>	
			ハ 開発区域の面積が0.3ヘク	

<u>41</u>	(略)			
<u>の6</u>				
<u>41</u>	(略)			
<u>の7</u>				
42	(略)	(略)	1 (略)	(略)
			イ (略)	
			ロ 開発区域の面積が0.1ヘクタール以上0.3ヘクタール未満 <u>34,000円</u>	
			ハ 開発区域の面積が0.3ヘクタール以上0.6ヘクタール未満 <u>65,000円</u>	
			ニ 開発区域の面積が0.6ヘクタール以上1ヘクタール未満 <u>133,000円</u>	
			ホ 開発区域の面積が1ヘクタール以上3ヘクタール未満 <u>200,000円</u>	
			ヘ 開発区域の面積が3ヘクタール以上6ヘクタール未満 <u>261,000円</u>	
			ト 開発区域の面積が6ヘクタール以上10ヘクタール未満 <u>337,000円</u>	
			チ 開発区域の面積が10ヘクタール以上 <u>460,000円</u>	
			2 (略)	
			イ 開発区域の面積が0.1ヘクタール未満 <u>20,000円</u>	
			ロ 開発区域の面積が0.1ヘクタール以上0.3ヘクタール未満 <u>46,000円</u>	
			ハ 開発区域の面積が0.3ヘク	

		<p>タール以上0.6ヘクタール未 満 <u>113,000円</u></p> <p>ニ 開発区域の面積が0.6ヘク タール以上1ヘクタール未満 <u>204,000円</u></p> <p>ホ 開発区域の面積が1ヘクター ル以上3ヘクタール未満 <u>34</u> <u>0,000円</u></p> <p>ヘ 開発区域の面積が3ヘクター ル以上6ヘクタール未満 <u>45</u> <u>7,000円</u></p> <p>ト 開発区域の面積が6ヘクター ル以上10ヘクタール未満 <u>5</u> <u>67,000円</u></p> <p>チ 開発区域の面積が10ヘクタ ール以上 <u>795,000円</u></p> <p>3 (略)</p> <p>イ 開発区域の面積が0.1ヘク タール未満 <u>141,000円</u></p> <p>ロ 開発区域の面積が0.1ヘク タール以上0.3ヘクタール未 満 <u>215,000円</u></p> <p>ハ 開発区域の面積が0.3ヘク タール以上0.6ヘクタール未 満 <u>320,000円</u></p> <p>ニ 開発区域の面積が0.6ヘク タール以上1ヘクタール未満 <u>379,000円</u></p> <p>ホ 開発区域の面積が1ヘクター ル以上3ヘクタール未満 <u>57</u> <u>3,000円</u></p> <p>ヘ 開発区域の面積が3ヘクター ル以上6ヘクタール未満 <u>65</u> <u>4,000円</u></p> <p>ト 開発区域の面積が6ヘクター</p>				<p>タール以上0.6ヘクタール未 満 <u>100,000円</u></p> <p>ニ 開発区域の面積が0.6ヘク タール以上1ヘクタール未満 <u>185,000円</u></p> <p>ホ 開発区域の面積が1ヘクター ル以上3ヘクタール未満 <u>30</u> <u>7,000円</u></p> <p>ヘ 開発区域の面積が3ヘクター ル以上6ヘクタール未満 <u>41</u> <u>5,000円</u></p> <p>ト 開発区域の面積が6ヘクター ル以上10ヘクタール未満 <u>5</u> <u>21,000円</u></p> <p>チ 開発区域の面積が10ヘクタ ール以上 <u>737,000円</u></p> <p>3 (略)</p> <p>イ 開発区域の面積が0.1ヘク タール未満 <u>131,000円</u></p> <p>ロ 開発区域の面積が0.1ヘク タール以上0.3ヘクタール未 満 <u>199,000円</u></p> <p>ハ 開発区域の面積が0.3ヘク タール以上0.6ヘクタール未 満 <u>292,000円</u></p> <p>ニ 開発区域の面積が0.6ヘク タール以上1ヘクタール未満 <u>348,000円</u></p> <p>ホ 開発区域の面積が1ヘクター ル以上3ヘクタール未満 <u>52</u> <u>5,000円</u></p> <p>ヘ 開発区域の面積が3ヘクター ル以上6ヘクタール未満 <u>59</u> <u>9,000円</u></p> <p>ト 開発区域の面積が6ヘクター</p>
--	--	--	--	--	--	--

			ル以上10ヘクタール未満 <u>808,000円</u> チ 開発区域の面積が10ヘクタール以上 <u>1,081,000円</u>	
43	(略)	(略)	変更許可申請1件につき、次に掲げる額を合算した額。ただし、その額が <u>1,081,000円</u> を超えるときは、その手数料の額は <u>1,081,000円</u> とする。 1~3 (略)	(略)
(略)				
46	(略)	(略)	<u>1通</u> につき 700円	(略)
46	都市計画法施行規則（昭和44年建設省令第49号）第60条の規定に基づく証明書の交付	証明書の交付手数料	<u>1通</u> につき <u>900円</u>	交付申請のとき。
46	宅地造成及び特定盛土等規制法（昭和36年法律第91号）第2条第1項の規定に基づく宅地造成等に関する工事の許可の申請に	宅地造成、特定盛土等又は土石の堆積工事許可申請手数料	1 宅地造成又は特定盛土等を行う場合 切土又は盛土をする土地の面積に応じ次に掲げる額 イ 500平方メートル以内のもの <u>20,000円</u> ロ 500平方メートルを超え、 <u>1,000平方メートル以内のもの 34,000円</u> ハ 1,000平方メートルを超え、 <u>2,000平方メートル以内</u>	許可申請のとき。

			ル以上10ヘクタール未満 <u>746,000円</u> チ 開発区域の面積が10ヘクタール以上 <u>1,004,000円</u>	
43	(略)	(略)	変更許可申請1件につき、次に掲げる額を合算した額。ただし、その額が <u>982,000円</u> を超えるときは、その手数料の額は <u>982,000円</u> とする。 1~3 (略)	(略)
(略)				
46	(略)	(略)	<u>用紙1枚</u> につき 700円	(略)
(新設)				
(新設)				

	<p>対する審査</p>		<p> <u>のもの 54,000円</u>  <u>ニ 2,000平方メートルを超え、5,000平方メートル以内のもの 89,000円</u>  <u>ホ 5,000平方メートルを超え、10,000平方メートル以内のもの 123,000円</u>  <u>ヘ 10,000平方メートルを超え、20,000平方メートル以内のもの 201,000円</u>  <u>ト 20,000平方メートルを超え、40,000平方メートル以内のもの 220,000円</u>  <u>チ 40,000平方メートルを超え、70,000平方メートル以内のもの 275,000円</u>  <u>リ 70,000平方メートルを超え、100,000平方メートル以内のもの 364,000円</u>  <u>ヌ 100,000平方メートルを超えるもの 533,000円</u>  <u>2 土石の堆積を行う場合 土石の堆積をする土地の面積に応じ次に掲げる額</u>  <u>イ 500平方メートル以内のも</u> </p>	
--	--------------	--	---	--

			<p>の 18,000円</p> <p>ロ 500平方メートルを超え、 1,000平方メートル以内の もの 28,000円</p> <p>ハ 1,000平方メートルを超 え、2,000平方メートル以内 のもの 35,000円</p> <p>ニ 2,000平方メートルを超 え、5,000平方メートル以内 のもの 54,000円</p> <p>ホ 5,000平方メートルを超 え、10,000平方メートル以 内のもの 66,000円</p> <p>ヘ 10,000平方メートルを 超え、20,000平方メートル 以内のもの 121,000円</p> <p>ト 20,000平方メートルを 超え、40,000平方メートル 以内のもの 134,000円</p> <p>チ 40,000平方メートルを 超え、70,000平方メートル 以内のもの 163,000円</p> <p>リ 70,000平方メートルを 超え、100,000平方メー トル以内のもの 207,000 円</p> <p>ヌ 100,000平方メートル</p>	
--	--	--	--	--



項に規定する額

ハ その他の変更 15,000

円

2 土石の堆積を行う場合 変更許

可申請1件につき、次に掲げる額を合算した額。ただし、その額が292,000円を超えるときは、その手数料の額は、292,000円とする。

イ 土石の堆積に関する工事の設計の変更（ロのみに該当する場合を除く。）については、土石の堆積をする土地の面積（ロに規定する変更を伴う場合にあつては変更前の土石の堆積をする土地の面積、土石の堆積をする土地の縮小を伴う場合にあつては縮小後の土石の堆積をする土地の面積）に応じ46の3の項に規定する額に10分の1を乗じて得た額

ロ 新たな土石の堆積をする土地への編入に係る土石の堆積に関する工事の設計の変更については、新たに編入された土石の堆積をする土地の面積に応じ46の3の項に規定する額

			ハ その他の変更 15,000円					
46	宅地造成及び証明書の交付	1通につき	900円	交付申請のとき。	(新設)			
の5	特定盛土等規制法施行規則(昭和37年建設省令第3号)第88条の規定に基づく証明書の交付							
46	宅地造成及び盛土規制法調書の写しの交付	1通につき	700円	交付申請のとき。	(新設)			
の6	特定盛土等規制法施行条例(令和6年東京都条例第36号)第5条第3項の規定に基づく盛土規制法調書の写しの交付							
60	(略)	(略)	建築物エネルギー消費性能向上計画認定申請手数料の額は、次の1及び2に掲げる区分に応じて、次に掲げる額(申請に併せて法第35条第2項の規定に基づく申出があった場合においては、一の建築物について1	(略)	60	(略)	(略)	建築物エネルギー消費性能向上計画認定申請手数料の額は、次の1及び2に掲げる区分に応じて、次に掲げる額(申請に併せて法第35条第2項の規定に基づく申出があった場合においては、一の建築物について1

		<p>4の2の項に掲げる額（申請に係る計画に特定建築基準適合審査をする部分が含まれる場合においては当該部分ごとに1の2の項に掲げる額の手数料を加えた額、建築基準法第87条の4に規定する昇降機に係る部分が含まれる場合においては当該昇降機1基について14の4の項又は14の5の項に掲げる額の手数料を加えた額）に相当する額を加えた額）</p> <p>（法第34条第3項各号に掲げる事項が記載されている場合の手数料の額は、申請建築物（同項に規定する申請建築物をいう。）の部分に係る額及び他の建築物の部分に係る額を合算した額とする。）（共同住宅の申請の場合（誘導仕様基準以外による場合に限る。）の手数料の額は、住戸部分の額に共用部分の額を加算した額とする。ただし、共用部分が存在しない場合又は共用部分を除く場合は、当該共用部分の額は加算しない。）（共同住宅の申請の場合（誘導仕様基準による場合に限る。）の手数料の額は、共用部分の額を加算しない。）（省令第1条第1項第1号ただし書に規定する国土交通大臣がエ</p>			<p>4の2の項に掲げる額（申請に係る計画に特定建築基準適合審査をする部分が含まれる場合においては当該部分ごとに1の2の項に掲げる額の手数料を加えた額、建築基準法第87条の4に規定する昇降機に係る部分が含まれる場合においては当該昇降機1基について14の4の項又は14の5の項に掲げる額の手数料を加えた額）に相当する額を加えた額）</p> <p>（法第34条第3項各号に掲げる事項が記載されている場合の手数料の額は、申請建築物（同項に規定する申請建築物をいう。）の部分に係る額及び他の建築物の部分に係る額を合算した額とする。）（共同住宅の申請の場合（誘導仕様基準以外による場合に限る。）の手数料の額は、住戸部分の額に共用部分の額を加算した額とする。ただし、共用部分が存在しない場合又は共用部分を除く場合は、当該共用部分の額は加算しない。）（共同住宅の申請の場合（誘導仕様基準による場合に限る。）の手数料の額は、共用部分の額を加算しない。）（省令第1条第1項第1号た</p>
--	--	---	--	--	---

		<p>エネルギー消費性能を適切に評価できる方法と認める方法によって非住宅部分が備えるべきエネルギー消費性能を有することが確かめられ、かつ、省令第10条第1号ただし書に規定する国土交通大臣がエネルギー消費性能を適切に評価できる方法と認める方法によって非住宅部分が建築物のエネルギー消費性能の<u>一層の向上</u>の促進のために誘導すべきエネルギー消費性能を有することが確かめられた場合における建築物エネルギー消費性能向上計画認定申請手数料の額は、標準入力法等（実際の設計仕様の条件を基に算定した一次エネルギー消費量及び省令第10条第1号イ(1)の屋内周囲空間の年間熱負荷（以下「屋内周囲空間の年間熱負荷」という。）を用いて評価する方法をいう。以下この項及び61の項において同じ。）による場合とみなして算出した額とする。）</p> <p>1及び2 （略）</p>				<p>エネルギー消費性能を適切に評価できる方法と認める方法によって非住宅部分が備えるべきエネルギー消費性能を有することが確かめられ、かつ、省令第10条第1号ただし書に規定する国土交通大臣がエネルギー消費性能を適切に評価できる方法と認める方法によって非住宅部分が建築物のエネルギー消費性能の<u>向上の一層</u>の促進のために誘導すべきエネルギー消費性能を有することが確かめられた場合における建築物エネルギー消費性能向上計画認定申請手数料の額は、標準入力法等（実際の設計仕様の条件を基に算定した一次エネルギー消費量及び省令第10条第1号イ(1)の屋内周囲空間の年間熱負荷（以下「屋内周囲空間の年間熱負荷」という。）を用いて評価する方法をいう。以下この項及び61の項において同じ。）による場合とみなして算出した額とする。）</p> <p>1及び2 （略）</p>			
61	(略)	(略)	建築物エネルギー消費性能向上計画変更認定申請手数料の額は、次の1及び2に掲げる区分に応じて、次に掲げる額（申請に併せて法第36条	(略)	61	(略)	(略)	建築物エネルギー消費性能向上計画変更認定申請手数料の額は、次の1及び2に掲げる区分に応じて、次に掲げる額（申請に併せて法第36条	(略)

		<p>第2項において準用する法第35条第2項の規定に基づく申出があった場合においては、一の建築物について14の2の項に掲げる額（申請に係る計画に特定建築基準適合審査をする部分が含まれる場合においては当該部分ごとに1の2の項に掲げる額の手数料を加えた額、建築基準法第87条の4に規定する昇降機に係る部分が含まれる場合においては当該昇降機1基について14の4の項又は14の5の項に掲げる額の手数料を加えた額）に相当する額を加えた額）（法第34条第3項各号に掲げる事項が記載されている場合の手数料の額は、当該建築物エネルギー消費性能向上計画の変更を行う建築物の部分に係る額を合算した額とする。ただし、当該変更において、他の建築物として同項各号に掲げる事項を新たに記載する場合の当該他の建築物の部分に係る額は、60の項の規定により算出した額とする。）（共同住宅の申請の場合（誘導仕様基準以外による場合に限る。）の手数料の額は、住戸部分の額に共用部分の額を加算した額とする。ただし、共</p>			<p>第2項において準用する法第35条第2項の規定に基づく申出があった場合においては、一の建築物について14の2の項に掲げる額（申請に係る計画に特定建築基準適合審査をする部分が含まれる場合においては当該部分ごとに1の2の項に掲げる額の手数料を加えた額、建築基準法第87条の4に規定する昇降機に係る部分が含まれる場合においては当該昇降機1基について14の4の項又は14の5の項に掲げる額の手数料を加えた額）に相当する額を加えた額）（法第34条第3項各号に掲げる事項が記載されている場合の手数料の額は、当該建築物エネルギー消費性能向上計画の変更を行う建築物の部分に係る額を合算した額とする。ただし、当該変更において、他の建築物として同項各号に掲げる事項を新たに記載する場合の当該他の建築物の部分に係る額は、60の項の規定により算出した額とする。）（共同住宅の申請の場合（誘導仕様基準以外による場合に限る。）の手数料の額は、住戸部分の額に共用部分の額を加算した額とする。ただし、共</p>
--	--	---	--	--	---

		<p>用部分が存在しない場合又は共用部分を除く場合は、当該共用部分の額は加算しない。) (共同住宅の申請の場合 (誘導仕様基準による場合に限る。) の手数料の額は、共用部分の額を加算しない。) (省令第1条第1項第1号ただし書に規定する国土交通大臣がエネルギー消費性能を適切に評価できる方法と認める方法によって非住宅部分が備えるべきエネルギー消費性能を有することが確かめられ、かつ、省令第10条第1号ただし書に規定する国土交通大臣がエネルギー消費性能を適切に評価できる方法と認める方法によって非住宅部分が建築物のエネルギー消費性能の<u>一層の向上</u>の促進のために誘導すべきエネルギー消費性能を有することが確かめられた場合における建築物エネルギー消費性能向上計画変更認定申請手数料の額は、標準入力法等による場合とみなして算出した額とする。)</p> <p>1 及び 2 (略)</p>			<p>用部分が存在しない場合又は共用部分を除く場合は、当該共用部分の額は加算しない。) (共同住宅の申請の場合 (誘導仕様基準による場合に限る。) の手数料の額は、共用部分の額を加算しない。) (省令第1条第1項第1号ただし書に規定する国土交通大臣がエネルギー消費性能を適切に評価できる方法と認める方法によって非住宅部分が備えるべきエネルギー消費性能を有することが確かめられ、かつ、省令第10条第1号ただし書に規定する国土交通大臣がエネルギー消費性能を適切に評価できる方法と認める方法によって非住宅部分が建築物のエネルギー消費性能の<u>向上の一層</u>の促進のために誘導すべきエネルギー消費性能を有することが確かめられた場合における建築物エネルギー消費性能向上計画変更認定申請手数料の額は、標準入力法等による場合とみなして算出した額とする。)</p> <p>1 及び 2 (略)</p>	
(略)		(略)				

付 則

この条例は、公布の日から施行する。ただし、別表第2の4建築の部42の項、43の項及び46の項の改正規定並びに同項の次に5項を加える改正規定

は、令和6年7月31日から施行する。